

長野市（財政部）プレスリリース

令和6年1月15日

新型コロナウイルス感染症に係る  
法人市民税均等割の減免措置が終了となります

新型コロナウイルス感染症の影響により法人の売上高が減少した場合に申請できる、法人市民税均等割の減免措置が終了となります。

減免の申請期限は、法人の確定申告の申告納付期限までとなりますので、申請忘れのないようご注意ください。

（参考）新型コロナウイルス感染症に係る法人市民税均等割の減免措置について

- 1 対象期間 : 令和4年2月1日 から 令和6年1月31日 までの間に終了する事業年度
- 2 対象法人 : 資本金1億円以下の法人
- 3 減免条件 : 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30%以上減少している  
(令和2年1月31日以前に終了した事業年度のうち直近の事業年度と比較)
- 4 減免額 : 均等割額の120分の20
- 5 申請書類 : 確定申告の申告納期限までに、次の書類を確定申告書に添付して申請してください。
  - ・減免申請書
  - ・減免を受けようとする事業年度の損益計算書
  - ・令和2年1月31日以前に終了した事業年度のうち、直近の事業年度の損益計算書

ながのご縁を



信都・長野市

財政部 市民税課

(課長) 丸山 修司

(担当) 山口 範之

電話：直通 026-224-7056

FAX：026-224-7346

E-mail：shiminzei@city.nagano.lg.jp